

## 議案第 6 号

和光市国民健康保険財政調整基金条例を定めることについて

和光市国民健康保険財政調整基金条例を次のとおり定める。

和光市国民健康保険財政調整基金条例

(設置)

第 1 条 国民健康保険特別会計の財源の調整を図るため、和光市国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(和光市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 和光市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例（昭和 53 年条例第 25 号）

(2) 和光市国民健康保険保険給付費等支払基金条例（昭和 58 年条例第 12 号）

(3) 和光市国民健康保険出産費資金貸付基金条例（平成 13 年条例第 9 号）

(現金の引継ぎ)

3 この条例の施行の際、和光市国民健康保険高額療養費資金貸付基金、和光市国民健康保険保険給付費等支払基金及び和光市国民健康保険出産費資金貸付基金に属していた現

金は、基金に属する現金として引き継ぐものとする。

平成30年2月25日提出

和光市長 松本 武洋

#### 提 案 理 由

国民健康保険被保険者の税負担の年度間の平準化を図るため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。